



日本モンサント株式会社

[ホーム | 参照検索 | サイトマップ | フォーム | Newsletters |

Monsanto Japan	BioTech Crops	Data List	Archives	Links
----------------	---------------	-----------	----------	-------

Data List > Related Report

関連レポート

データリスト



・遺伝子組み換え種子規制
・遺伝子組み換え作物年表
・日本モンサントが日本で 安全性評議会を開いた最初の一回
・世界での作物栽培状況
・技術栽培状況
・関連レポート

■ Co-existence(共存)をめぐる最新動向 後編～EUガイドラインおよび各国での法整備に向けた動きとその論点

■ ガイドラインに基づきEUで進む法制化の動き

Co-existence(共存)に関する具体的なルール作りが先行しているのはEUです。モラトリアルの解禁や、表示・トレーサビリティ規則の制定などを背景に、EU委員会はEU全体としての考え方や方向性を示すものとして「共存ガイドライン」(2003年7月)を策定しました。ただ、このガイドラインは共通規則的な性格のものではなく、あくまで全体的な概念や方向性を一般原則として示したもので(参考1)、国によって栽培状況等が異なることなどに配慮し、法制定を含む具体的なルール作りについては各国に委ねられています。現在、このガイドラインを踏まえ、各国で共存法制定に向けた動きが進んでいます。

■ Threshold(閾値)の設定など～Co-existenceで考慮すべき要素

EUのガイドラインでは、組み換え作物の栽培を認めない、いわゆるフリーゾーンは、共存政策が成立にくい環境条件がある場合に限るなど、農家の選択の自由と栽培の権利を最大限に尊重した内容になっています。こうしたCo-existenceの概念を実際の農業現場に適用する場合、重要なのがThreshold(閾値／意図せざる混入の限界値)の設定です。隔離措置等を行っても偶発的な混入を100%防ぐのは困難であるという実態を踏まえたもので、共存に関するルール作りの中では、科学に基づく管理手法の指標であるとともに、農業者への過度な負担を避けるという観点からも、Threshold(閾値)は共存ルールの両輪として位置づけられています。EUでは2004年4月に「GM Food & Feed Regulation 1829/2003」という新しい食品・飼料規則が施行されており、食品表示については0.9%という閾値が設定されました。これが具体的なルール作りの前提となっています。現在EUで検討されている種子の混入許容値もThreshold(閾値)の一つで、「共存」政策の一環とされています。EUガイドラインでは、これらのThreshold(閾値)の設定以外にも、Co-existenceにに関して「Factors to consider」(考慮すべき要素)として、栽培条件による達成レベルの違い(同じ農家が遺伝子組み換えと非組み換え作物を連続した年に栽培する場合や、異なる農家が同じ年に栽培する場合など)、偶発的混入(花粉の飛散、貯蔵や流通過程の管理、収穫後に土に残っていた種の発芽、種子の不純物など)、作物ごとの生育特性、生産タイプ(作物と種子用作物)の違い、栽培地の周辺環境の違い、雄性不稔など生物学的方法による交雑防止策を挙げています。

■ 各国での法制化の動きと選択(栽培)の権利の確保

ただ、これらの要素を踏まえ具体的にどのように実現可能なルールを作っていくかについては、各國によって考え方方に違いが見られます。現段階(2005年1月)すでに法律が策定されているのはデンマーク(2004年6月成立)、ドイツ(2004年11月成立)、イタリア(2004年11月成立)、オランダ(2004年11月成立)です。各國の法律に共通しているのは、ライセンスなど栽培者に資格要件を設け、隔離措置を設けるなど一定のルールに基づく栽培を遵守するよう求めていること、また混入・交雑等による損害が発生した場合の損失補填について定めていることです。しかし、世界初の共存法として注目されたデンマークの共存法は、政府と生産者が出資する基金によって損失を補填するのが特徴であるのに対し、ドイツの共存法は特に基金は設けず、遺伝子組み換え作物の交雑・混入による経済的損失が農家に発生した場合、遺伝子組み換え作物の栽培農家に連帯責任として経済的損失補填を求める内容となっています。(参考2)。しかも、オランダやイタリアの場合、生産者による賠償は栽培ルールを守らなかったときのみ発生するのに対し、ドイツの場合は無過失責任ということが前提になっているようです。なおドイツのように基金と生産者による賠償という

両方を定めている場合については、混入の原因が特定できない場合や、原因が特定できても栽培者がルールを遵守していた場合などに基金を使うなど、考え方としては区別されているようです。

いずれにしてもこれらの国内法についてはEU委員会による正式な承認が得られているわけではありません。加盟各国の共存法は、施行規則を含めEU委員会に報告され、委員会から特にコメントがなければ正式に実施されますが、特にドイツの共存法については、法案の段階でEU委員会の法律家から、EUの共存ガイドラインの精神に反し、農家の栽培の自由を奪うものとしてチェックが入ったという報道もありました。法律が施行される直前の2004年11月にはドイツ国内で、遺伝子組み換えトウモロコシの交雑に関する最新の研究結果が公表されました。この中ではドイツの7つの州の約30箇所で、遺伝子組み換えの害虫抵抗性トウモロコシを栽培した場合の周辺の非組み換えトウモロコシへの影響を調査したところ、20メートルの隔離距離を設ければEUの定める混入限界値である0.9%を超えて混入することはなかったとした上で、「適切な措置によって共存は可能である」と結論付けています。しかし、ドイツの共存法のように厳しい措置が課せられれば、農家が栽培を躊躇する可能性も指摘されています。実際、ドイツの農業者連合(The German Farmers' Union/DBV)は農家に負担を強いるものとして反対の意を表明しています。このためこの法律が実際に適用されるかは不透明な状況です。

4カ国の例に見られるように、同じ共存法でありながら国レベルでの違いが今後も発生する可能性を踏まえ、加盟国からはEU統一的な共存法案モデルを求める声も高まっており、Co-existenceのタスクフォースを作つて検討するという動きもあります。現在、スペインやフランス、英国等でも法制化に向けた具体的な検討が進められています。日本では今のところ、「共存」という概念は未発達な状況ですが、EU同様に食品については5%という閾値がすでに設定されており、そうした意味で「共存」政策を検討する上での実地はあるとも言えます。ただ閾値を越えた場合どう対処するかは依然議論のあるところです。Co-existenceに関する米国の研究報告(前編参照)では、わざわざらしい管理や責任問題から、遺伝子組み換え作物の栽培を思いとどまっている農家も多く存在すると報告されています。EUガイドラインでもうたわれている農家の選択の自由や栽培の権利と、実効性を具体的なルール作りの中でどう担保できるかが今後の課題となりそうです。

〈参考I〉

■ EU共存ガイドラインに示されている「一般原則」のポイント

一 透明性と情報提供、ステークホルダーの参加

メンバー国は共存案について分かりやすく適切な方法で関係者への情報普及活動を行う。

一 科学に基づく判断

共存管理の方法については、Non-GMの閾値以下に収まるよう、商用試験栽培、フィールド試験、モニタリング結果などを重視し、科学的証拠に基づき行う。

一 現隔離システムの確立

何らかの付加価値や特徴を持った作物を一般的な作物と“区別して栽培する”ということが農業の現場ではすでに行われており、共存のための隔離システムについてはこうした現行のシステムを参考にする。

一 均整

共存法案はコスト的にも有効で均整のとれたものであること。GMOの混入が閾値を下回るよう必要な措置を行うなど、農家や種子生産者や企業に過度な負担をかけないこと。

一 適切な規模(スケール)

栽培規模などは適切な管理方法と周辺農家との調整を最優先に考える。

一 法案の特性

共存を実行するためには作物の種類や生産タイプの違い(作物と種子生産など)、地域の特性などを考慮し、認可作物やこれから栽培されそうな作物に焦点を絞って検討する。

一 法案の実施

共存法は農家の利益のバランスを確保すること。隔離措置や事前の情報提供など農家間の協力を推奨し、農家の選択の権利を確保する。

一責任ルール

混入等による損害発生について、農家、種子会社、管理者などはその国の責務基準について知つておく。

一モニタリングと計画

共存法を正しく機能させるようモニタリングシステムなどを構築し、科学的・技術的進展などを考慮し、定期的な見直しを行う。

一ヨーロッパレベルでの情報提供と交換

メンバー国はEU委員会に国ごとの共存戦略や共存法、モニタリングや評価の結果を知らせ、委員会は各国の情報交換の整理をしていく。また共存法案のために実施している研究結果についても各国で共有する。

[EUガイドライン原文 \(PDF 0.5MB\)](#)

〈参考2〉**■ デンマーク共存法ポイント****一栽培に関するライセンス(許可)制の導入**

政府(Minister for Food Agriculture and Fisheries/食品農業漁業省)は遺伝子組み換え作物の栽培、輸送等について、ライセンスを持った人が行うべきという規定を定める。ライセンスとはCo-existence(共存)に関する教育を受けたということを意味する。

一周辺農家や担当機関への情報提供と事前通知

遺伝子組み換え作物の栽培、扱い、輸送等に関しては、栽培者や輸送者の登録を行い、近隣農家や担当機関などに栽培状況や使用器具等に関して通知する義務を課す。

一補償のための基金の創設

政府、遺伝子組み換え作物栽培者等の出資による補償のための基金を創設。同じ栽培時期、特定の栽培範囲で、同じまたは近縁種の作物が栽培され、遺伝子組み換え作物が混入して一定以上の損害を被った農家に補償が支払われる。

[デンマーク法原文 \(PDF 0.5MB\)](#)

■ ドイツ共存法ポイント**一予防的観点からの義務と「適正農業規範」**

遺伝子組み換え作物と非組み換え作物との最低隔離距離の設定、遺伝子組み換え作物流通業者に対する生産情報の提供義務など。

一栽培者情報の登録と公開

国内の遺伝子組み換え作物の栽培者の情報について、インターネットでの公開を前提とした登録簿を作成し、トラブルが発生した場合に必要な情報が得られる環境を整備する。

一補償基金と栽培者による連帯責任

混入による損害が発生した場合で原因や当事者が特定できない場合は、その地域の遺伝子組み換え作物の栽培者が連帯で責任を負う(無過失であっても)。補償基金については、遺伝子組み換え作物の栽培者と開発メーカーの提出によるものとする。

[▲ Page Top](#)

3. 共存問題

2005/02/03 Thursday 14:00:28 JST



農業情報研究所(WAPIC)

自他共に世界一厳しいと認めるGMO規制を完成した欧州委員会も、GM作物の商用栽培、あるいは大々的な栽培の開始の前に、なお解決しなければならない問題があると認識している。それが「共存問題」である。

(1) 非GM作物汚染と共存問題

GM作物の屋外栽培は、主として遺伝子移動を通じて、近隣の非GM作物、有機作物を汚染する恐れがある。欧州環境庁(EEA)は2000年、欧州議会の要請に応え、GMOや様々な化学物質のような科学的複雑性と不確実性で特徴づけられる技術の研究成果の普及や、これら成果の利用・予防原則の使用も含むそれらの管理のあり方に関する特別プロジェクトを立ち上げた。その研究成果の一つが、02年3月に発表されたGM作物の花粉を通しての遺伝子移動に関する報告であった^[1]。

この研究は、GM作物の環境と農業への影響を評価するために、EUにおいて商業的利用が見込まれるナタネ、テンサイ、ジャガイモ、トウモロコシ、小麦、大麦について、当時最新の研究による知見を詳細に検討したものである。ヨーロッパの果実についても、簡単な検討を行った。検討結果は、作物による程度の違いはあるものの、総じて言えば、現段階では、これらの作物のいずれも、花粉を完全に封じ込めるとはできない、従って種子と花粉の移動は今以上に測定され、管理されねばならないというものであった。それは、作物間の直接的な遺伝子の流れを最小化し、汚染された生存種子と自生植物群を最小限に抑えるために空間的・時間的隔離のような管理システムが利用できるが、隔離帯や作物その他の植物による障壁は、天候や環境の条件により完全とはいえないとも述べていた。

GM作物の屋外栽培により、近隣の非GM作物、有機作物はもちろん、近縁野生種も汚染される可能性と、これを完全に防ぐ方法がないことが、多くの科学的知見を通して確認されたわけである。非GM作物が汚染されれば、消費者・市場が非GM食品を受け入れない現状では、非GM作物栽培者は、少なくとも何らかの経済的損害を受けることになる。とりわけ、ほとんどの国・団体の有機農業基準は、いかなるレベルのGMOの存在も認めない(GMOゼロ)から、多くの有機生産者が存続できなくなるだろう。そうであれば、GM作物栽培を希望する生産者の選択にも圧力がかかる。すべての農業者が平和的に「共存」できなければ、GM農業の普及も妨げられることになる。

欧州委員会も、GM作物の普及のためには、「共存問題」に取り組まざるを得ない。欧州委員会は03年3月、初めて共存問題に取り組むことを公式に明らかにした。それを伝える3月5日のプレス・リリース^[2]は、「欧州委員会は今日、GM、慣行、有機作物の共存について政策討論を行った。委員は、共存の概念、これまでになされた準備作業、可能な農場管理手段、GMフリー区域の実行可能性(フィージビリティー)、(GMO)の偶然の存在に関する賠償責任の問題に取り組んだ。また、委員会は国家及びEUレベルで取られるべき政策選択と行動も議論した」と述べる。

(2) 欧州委員会の考える共存問題と共存措置

上記の欧州委員会文書は、「欧州委員会は、共存は非GM作物中のGM作物の偶然の存在の経済的帰結に関係することに注意する。問題の起原は、基本的には、GM作物であれ、慣行作物であれ、有機作物であれ、農業者が彼らの選択する農作物を自由に選択できるべきだというところにある。EUでは、農業のいかなる形態も排除されてはならない」と言う。さらに、フランス・フィシュラー農業担当委員は、「共存は、経済的・法的な問題であって、リスクまたは食品安全の問題ではない。EUでは許可されたGMOだけが栽培できるからだ。共存措置は新しいものではない。例えば、慣行農業、種子生産者においては、種子の純粋性基準を確保するための農場管理規範実施の多くの経験が既にある」と強調する。このような考え方では、関係者との協議を経て03年7月に発表された「共存確保のための欧州委員会ガイドライン」においても、少しも変わることはなかった^[3]。

要するに、欧州委員会にとって、共存問題はリスクや食品安全とは無関係で、純粋に「経済的な」問題であり、「共存措置」とは、種子生産者が製品の純粋性を奪われることで経済的損失を防ぐ措置と同様、GM農業、慣行農業、有機農業が相互に経済的損失を受けることのないように保証する手段だということだ。

このような基本的考え方に基づく共存措置は、非GM作物のGM作物の汚染を、経済的損失が生じないレベルに抑える農場管理の実施と、このレベルを超える汚染が生じた場合の損害補償措置ということになる。経済的損失が生じないレベルとは、新表示規則でも表示が義務付けられることのない0.9%未満ということだ。これは有機農業についても同様だ。ヨー

ロッパのほとんどの国や有機農業団体はGMOゼロを基準としているが、これら基準の大枠を定めるEUレベルの統一基準にはこのような定めはない(つまり、0.9%未満なら問題はない)。同時に、共存措置は、GM農業を不可能にし、あるいはそれに損害を与えるようなものであってもならない。

欧州委員会の共存措置ガイドラインは、共存措置は、①あらゆるタイプの農業者の利害均衡を確保するもので、②効率的で、コスト節約的で、③作物特定的で(偶然の混入の可能性は作物ごとに大きく異なり、例えばナタネでは非常に大きく、トウモロコシは中間的、ポテトでは非常に小さい)、地方的・地域的側面を十分に考慮した措置でなければならないという一般原則を強調する。

だが、欧州委員会は、自ら共存措置を決定しようとはしなかった。何が効率的で、コスト節約的な最良の方法であるかを決定する要因の多くは、国ごとに異なり、また国の内部でも異なる国家的・地域的特徴と農業慣行にあるというのがその理由である。欧州議会^[iv]や十全な汚染防止措置が講じられなければ食品安全も危うくなると主張する消費者団体^[v]がEUレベルで法的拘束力を持つ措置を講じることを要求したにもかかわらず、欧州委員会は各国が定めるべき共存措置の一般的指針(ガイドライン)を提示するにどまつた。

そのガイドラインは、汚染を抑えるための措置として、①農場レベルの措置(隔離距離、緩衝帯、生垣のようは花粉障壁など)、②近隣農場間の協同(播種計画に関する情報、開花期が異なる作物品種の利用など)、③監視と通知の計画、④農業者の訓練、⑤情報交換、⑥助言サービスを例示する。

措置が適用される地域的範囲については、農場レベル、また作物や製品のタイプ(例:種子生産)で異なる近隣農場との緊密な協同ができる範囲を優先すべきであるが、適切な場合、あるいは他の手段で十分なレベルの純粹性が確保できない場合には、地域レベルの措置も考えることができるとした。ただし、フィシュラー委員は、地域または国全体がGMOを完全に締め出すような「GMフリーゾーン」の設置は許せない、そのような決定を公権力が行えば司法の問題になると言う^[vi]。実際、03年9月、欧州委員会は、有機農業と伝統的農業を保護し、また動植物遺伝資源をGMOとの交雑から守るために手段としてGMO使用を3年間禁止する北オーストリア政府の決定を拒否している。地域レベルでのこのような措置を正当化するだけの地域に特別な事情が立証できないというのがその理由である^[vii]。

損害賠償責任については、各国がそれぞれの民事責任法を検討し、既存の国家法がこれに関して十分で公平な可能性を提供するかどうかを明らかにする、保険も既存のものの実行可能性と有用性を検討するか、新たな計画を立ち上げることができるとしただけである。

(3) 共存は可能なのか

ところで、このような意味での「共存」はそもそも可能なのか。深刻な疑問がある。汚染のレベルを一定の限界(ゼロではない)内に抑えるだけなら、欧州委員会が例示するような農場レベルの措置や近隣農場間の協力で可能かもしれない。それは、前にも掲げた欧州環境庁(BEA)の研究^[viii]も示唆していた。最近発表されたトウモロコシに関するフランスの研究^[ix]もそれを示唆する。

これはフランス国立農学研究所(INRA)と穀物生産者の研究施設であるArvalisが中心となって行った研究だが、GMトウモロコシと非GMトウモロコシを10m離して栽培すると、非GMトウモロコシの汚染レベルは1%から2%だったが、それ以上離すと0.9%以下に下がったという。ただし、開花期が同時だと汚染は避けられない。開花期を2週間から3週間ずらすと、汚染はなかった。この研究は、畑からサイロまで、さらに家畜飼料製造用のサイロまでの隔離の可能性も調べたが、荷台とトレーラートラックを丁寧に掃除、専用の乾燥室を使うと、同じサイトで連続して飼料を製造しても、飼料の偶然の汚染は0.9%以下に抑えられたという(ただし、これはトウモロコシについてだけのこと、ナタネの場合ならばもっと厳しい措置が必要になるのは間違いない)。

だが、これらの措置は「経済的」に実行可能なものなのか。このフランスの研究は、これらの措置によるコスト増加は2.5%から5%で、GMトウモロコシの採用による収量増加は6%から25%になるから、経済的に十分引き合うと結論する。だが、これはいかにも話がうますぎる。汚染レベルを一定限界内に抑える措置は、天候や地域の環境条件により異なるだろう。INRAと全国農業経営者連盟(FNSEA)の以前のトウモロコシに関する共同研究では、汚染を1%までに抑えるには100m離すか、開花期を4日ずらす必要があった。また、15haのGM区画による非GM区画の風による汚染率の評価では、平均2mの風速のポースでは隣接区画の汚染率は0.7%だったが、平均風速6mのローヌの谷では、隣接地域の100ha以上で汚染率が1%以上になった。収量増加も確実というわけにはいかない。この研究だけで、欧州委員会が言うような共存が可能と言いたることはできない。

もっと一般的には、欧州委員会自身が2000年5月にEU共同研究センター(JRC)に委嘱した研究^[x]がある。その研究結

果は、欧州委員会が発表を躊躇つているとグリーンピースが告発したものだ。EUの以前の表示限界である1%を基準として共存の経済的可能性を探ったこの研究の結論は次のようなものであった。

同一地域におけるGMナタネと非GMナタネの共存は、追加コストのために経済的に難しい。遺伝子汚染を避けるために農業方法の変更が必要になり、通常または有機の農業者は種子の純粹性を保つために、認証された種子を購入しなければならなくなるだろう。GMナタネとGMトウモロコシの商用栽培により、有機・通常生産者の経営費用はナタネで10%から41%、トウモロコシで1%から9%増える。一般的に、非GM種子・作物の純粹性(GMOとの交雑のレベルが1%未満)を保つことは、大部分の場合、不可能に近い。

種子自体の純粹性も保証されない。欧州委員会は今、慣行農業・有機農業種子のGM汚染の上限を定めようとしている[xi]。委員会によれば、交雑は自然現象であり、GM汚染に限らず、種子の純粹性を保つことは不可能である。それは、非GM農業においても、古来避けがたいことだったという。従って、種子のGM汚染ゼロの可能性は最初から排除された。そこで非GM種子として許容されるGM汚染の上限を定め、それ以下の汚染レベルの種子は、たとえGM汚染があつても非GM種子と認めるということになるわけだ。

問題は上限を具体的にどう定めるかである。欧州委員会は、2001年3月の植物科学委員会(SCP)の意見[xii]に基づき、EUで栽培が予想される次の作物の上限を次のように定めようとしている。

ルタバガ:0.3%

ピート、トウモロコシ、ポテト、ワタ、チコリ、トマト:0.5%

大豆:0.7%

これらの上限は、最終製品のGM汚染を0.9%以内に抑えることを念頭に、植物繁殖システムや偶然の種子汚染の蓋然性などを考慮に入れて決められた。前に述べたように、今のところ、EUには、GM作物の商用栽培はほとんどない。だが、非GM種子はGM作物栽培国からの輸入に大きく依存しており、トウモロコシ、大豆、ワタ、ナタネ種子の輸入依存度は、それぞれ33%、80%、66%、10%になる。最近の研究でも、通常種子中の「偶然」または「技術的に不可避」のGMOの存在が不可避であることが示されたという。

しかし、そうであれば、「共存」は極めて困難であるか、不可能な場合もあり得ると考えざるを得ない。SCPの意見は、当時の表示基準に従い、最終製品の汚染レベルを1%未満に抑えることを念頭に置くものであった。勧告された上限も、現在の「理想的な」種子生産の下でのみ達成できるもので、意見書は、将来、1%という表示基準の見直しも必要になるかもしれないとしていた。GM作物が大規模栽培されるようになれば、「自然現象」による交雫の機会は当然増える。そのうえ、生産段階以降の全過程での汚染の機会も増える。仮に種子汚染の上限が上記のように定められたとすれば、生産以後の全段階での汚染は0.6%(ルタバガ)、0.4%(ピート等)、0.2%(大豆)以内に抑えねばならない。後の二者では、この汚染を種子汚染よりも低く抑えねばならないことになる。どうしてそれが可能なのか。有機農業は汚染ゼロを基準とするかぎり、最初から存在を否定されることになる。

欧州委員会は、ほとんど不可能に見える「共存」を確保するための措置の策定をEU各国に任せたわけだ。というより、このような困難を前に、自らの責任を放棄したと言うべきかもしれない。効率的で、コスト節約的な最良の方法は国ごと、地域ごとに異なるという委員会の言い分自体はその通りだろう。だが、それは具体的な共存措置を各国に委ねる理由にはならない。各国はこんな責任は引き受けたくない。フランスのルペルティエ環境相は今年5月、「この問題にはEUレベルで取り組む。それが成功しなかったら、年末までに専らフランスのための手続を提案する」と述べた。環境相は屋外実験についても非常な慎重派である。今年の実験計画発表を前にしたゲマール農相は、GMOは農薬使用削減など有用なものだ、共存措置策定の権限は農業省にあり、環境相の発言は「意見」にすぎない、進歩と革新の追求を阻害する事がないように、十分用心した上で屋外実験を追求すると応酬した[xiii]。農相も、共存については欧州委員会の規則を望むが、委員会からの提案がなければ国家措置を取ると言う[xiv]。だが、両者が考える共存措置は似てもつかないものだろう。国家共存措置は、簡単にはまとまりそうもない。

他の国も似たようなものだろう。一応は共存措置を策定すると言うが、まともに取り組んでいるようには見えない。ドイツは、重大な損害を受けた非GM農民に訴訟に訴える権利を認め、GM作物を採用する農民に全国データベースへの登録を義務付け、農業規制に違反した場合には最高5万ユーロ(約700万円)の罰金か、最高5年の懲役刑を科す法律を制定した。これは、「共存」措置というより、GM農業を禁止するに等しい措置だ。緑の党に属するキュナースト農業・消費者保護相は、農民にGM作物栽培を思いとどらせ、消費者に最大限の食品安全を提供するものだと言う。ドイツ農業者協会会長は、このような厳しい罰則があるからには、農民にGM作物栽培は勧めないと言う[xv]。

デンマークも最近共存措置を制定した[xvi]。GM作物を栽培する農民は、栽培を始める前に許可を得なければならぬ。農民は栽培を許可されたことを証明せねばならず、認可書の提示を要求される。栽培計画は近隣農民に知らせねばならず、要求される隔離距離を守る。安全ルールに違反した場合にのみ、近隣農民への補償責任を負う。GM作物栽培者は、GM作物に作物を汚染された非GM農民に補償するための基金として利用される1ha当たり74デンマーク・クローネ(約1,300円)の料金を払わねばならない。これは欧州委員会の眼がねに適うだろうが、これでGM汚染がどこまで防げるのだろうか。非GM農民は偶然の汚染による損害は補償されないし、有機農民は最初から排除される。

英国政府の諮問機関である農業・環境バイオテクノロジー委員会(AEBC)は昨年11月、英国が取るべき共存措置に関する報告書[xvii]を提出したが、委員会内部の対立が露呈ただけであった。とりわけ、有機農業・食品との共存については対立が深い。GM作物を栽培する農民が厳格なガイドラインに従わねばならないことでは一致したが、これが有機農業団体の望むGM汚染ゼロ(実際には検出限界の0.1%)までカバーすべきかどうかでは合意できなかった。GM汚染による損害を補償する基金の必要性でも合意があるが、有機食品汚染に誰が責任を負うかでは分裂したままである。

有機農業・食品の問題は、一定レベルの種子汚染を認める以上、有機農業基準を緩める以外に解決の方法はないだろう。昨年9月11日、フランスの全国有機農業連盟(FNAB)は、欧州委員会に対し、種子の汚染上限を現在の検出限界である0.1%にすることを要求、さらGM関連部門の完全な分離を可能にする全事業者の義務的認証、GM関連部門事業者による0.1%以上の汚染が生じた場合には有機農業と加工業者への損害賠償を求めるという決議を送りつけた[xviii]。欧州委員会がこれを受け入れることはあり得ない。かといって、GMOゼロの有機農業基準を緩めれば、有機農産物・食品に対する消費者の信頼が揺らぐ。それは、通常の農産物・食品に格下げして販売するか、需要を減らさない。どのみち損害は避けられない。

要するに、欧州委員会が言うような「共存」はありそうもないということだ。これでは、有機農民を始めとする反GM農民の欧州委員会不信は強まるばかりだろう。彼らを含む多くの環境団体、消費者団体は、最初から「共存」など不可能と見てきたが、GM作物・食品の販売・導入をめぐる立場は、もともと欧州委員会と異なっている。欧州委員会は、リスク評価手続を強化し、厳格な表示・トレーサビリティー規則を制定したからには、残る問題は経済問題に還元される「共存問題」だけだと主張する。だが、これら反GM派にとっては、GM食品・作物の導入がもたらす問題は、なお環境の問題であり、食品安全の問題でもある。

例えば、種子の一定レベルのGM汚染を許容するという欧州委員会の立場が明らかになった昨年9月、地球の友・ヨーロッパは、例えナタネのような作物について提案された種子汚染のレベルは、農業者がそれと知らずにヘクタール当たり1万のGM種子を撒くことを許すもので、「スーパー雑草」発生などの環境リスクばかりか、消費者にGM食品を強要する汚染にもつながると反対を表明している。彼らにとっては、「共存措置」もGMO導入の阻止につながるものでなければならない。そんな可能性もほとんど期待できない状況のなか、地域レベルでのGMO導入の禁止に向けた運動が広がり、強まっている。

反GM農民・市民・消費者グループは、地方団体に対し、その領土へのGM食品・GM作物の導入を禁止するように要請する運動を展開してきた。いわゆる「GMフリー」地域化への要請である。他方、EUには、生産効率だけを追求する大規模農業生産を可能にする条件に欠け、安売り競争では生残れない多くの地域がある。例えば、山岳地域を多く抱えるオーストリアの多くの農民は有機農業に生き残りを賭けている。有機農業だけではない。品質・安全性への信頼を武器に農業の生き残りを図り、それが地域経済の活性化に重要な役割を演じている多くの地域がある。GMOへの消費者・市民の反発の強さを考えると、GMO導入はこれら地域の命取りとなりかねない。反GMグループの呼びかけに、EU全土の多くの地域が呼応している。GMO新規承認モラトリアム解除は、この動きに一層の拍車をかける。今や、GM食品・作物導入をめぐる戦線の重心が、地域・地方とEU(欧州委員会)・国の間に移ってきた。

[xvi] EEA(02.3),Genetically modified organisms (GMOs): The significance of gene flow through pollen transfer. 報告内容の簡単な紹介は、農業情報研究所(02.3.28) EU: 欧州環境庁(EEA)、GM作物花粉による遺伝子移転に関する報告を發表。

[xvii] European Commission(03.3.5),GMOs: Commission addresses GM crop co-existence.

[xviii] European Commission(03.7.23),GMOs: Commission publishes recommendations to ensure co-existence of GM and non-GM crops

[iv] 農業情報研究所(02.5.24) 欧州議会委員会、法的ルールでGMO・非GMOの共存確保を。

[v] 農業情報研究所(02.6.13)・法的共存ルールなしのGM作物解禁に警告：EU消費者団体。

[vi] 農業情報研究所(02.3.28) 前掲。

[vii] European Commission(03.9.2), Commission rejects request to establish a temporary ban on the use of GMOs in Upper Austria; 農業情報研究所(03.9.3) 欧州委員会、北オーストリアのGMO禁止要請を拒否。

[viii] EEA(02.3)、前掲。

[ix] Agrisalon(04.4.20), Les producteurs de maïs "prêts" pour les OGM, selon une étude.

[x] JRC(02.5), Scenarios for co-existence of Genetically modified, conventional and organic crops in European Agriculture. 参照：農業情報研究所(02.5.18) EU: GM作物と非GM作物の共存は困難。

[xi] European Commission(03.9.29), Questions and Answers about GMOs in seeds; 農業情報研究所(03.9.30) EU: 欧州委、種子GM汚染上限設定へ、共存は可能なのか。

[xii] SCP(01.3.17), Opinion concerning the adventitious presence of GM seeds in conventional seeds.

[xiii] Agrisalon(04.5.6) M. Lepeltier pour la coexistence des cultures OGM et non-OGM.

[xiv] Agrisalon(04.5.23), OGM: la France "bien décidée à rester très vigilante", selon M. Gaymard.

[xv] DW-World(04.5.15), German parliament Approves Gene-Food Law.

[xvi] 農業情報研究所(04.4.2) デンマーク、GM共存ルールを制定、GM作物栽培者には補償基金料金。

[xvii] AEBC(03.11), GM Crops? Coexistence & Liability; 農業情報研究所(03.11.17) GM作物共存・責任に関する英國政府バイテク委員会報告。

[xviii] Agrisalon(04.9.12), Au parlement européen, la FNAB refuse toute contamination par les OGM.

ウインドウを閉じる

4. GMフリー地域

2005/02/03 Thursday 13:56:40 JST

農業情報研究所(WAPIC)

(1) GMフリー地域とその根拠

欧州委員会のお墨付にもかかわらず、環境と食品安全を脅かすというヨーロッパ市民のGMOに対する不信は消えていない。前節で述べたように、「共存措置」も、GM作物栽培導入が環境・食品安全・非GM農業にもたらすリスクを解消するものではない。少なくとも現段階では、これらのリスクを回避するためにはGMOのヨーロッパへの大々的導入を阻止するしかない。多くの環境保護団体・消費者団体や一部農民団体が「モラトリアム」の解除に反対してきたのも、そのためである。モラトリアムが解除されれば、GMOの大々的導入を阻止する確実な手段はない。従って、モラトリアム解除への動きが強まるとともに、これら団体は、それに代わる手段の構築を急いできた。その手段が、「GMフリー地域」である。

前に述べたように、EUレベルで一度GMOが承認されれば、その環境放出・販売を禁止する権限は誰にもない。国や地方公共団体などの公権力が禁止すれば、域内での商品の自由流通というEUの大原則を犯すことになる。GMOからの絶対的保護を与える法的根拠はない。国が発動することができる「セーフガード」は一時的なものだし、限界があることは(中)述べた。

GMOフリー地域とは、すべてのGMOを領土内から排除する地域を意味する。これを絶対的に保証する法的手段がない。反GM団体は、様々なレベルの地方権力によるGMフリーの「希望」の宣言を求めた。国により大きな違いはあるとはいえ、地方公共団体は、環境や住民の生活に直結する非常に広範な権限を与えられている。それをを利用して、その領土へのGMOの導入を事実上阻止しようというのである。

キャンペーンの中心的狙い手の一つである「地球の友」のGMフリーゾーン・キャンペーンの「ガイド」は、国による違いはあると断りつつ、次のような自治体権限を例示している。

- ・教育:学校給食の諸規定(給食にGM食品を出さない)。
- ・社会サービス:給食の諸規定。
- ・食品政策:健全な食事や地域で栽培された食品・有機食品を促進する政策。
- ・農業政策:借地農による当局農地の利用。
- ・自然保護:一部自治体は自然保護にかかわるし、GM作物により脅かされる生物多様性行動計画も策定できる。
- ・公園等:公園や庭園の植物の選択。
- ・地方経済:ファーマーズ・マーケット、有機農民、地方生産物だけを扱う小売業者は、製品がGM作物で汚染されると損害を受ける。
- ・観光:特に競争地域がない場合、田園がGM作物で一杯になれば被害を受ける。
- ・廃棄物処理:実験サイトからのGM物質が地方当局承認の埋立サイトに運ばれる恐れがある。
- ・すべての地方自治体は、地方経済の改善、生物多様性の保全と強化、田園地域の保護など、持続可能戦略の策定を義務付けられている。

農業、地方経済、観光、自然保護にかかわる懸念が強い農村地域ではGMフリーへの希望が強いだろうが、都市地域ではGMフリーへの動機付けは弱いだろう。しかし、それでも、サービス提供、消費者選択や不明確な賠償責任の倫理問題に焦点を当てて論議を前進させることが重要、また行政区域外に農村用地を所有する都市もあると言う。

GMO一括禁止の根拠にはならないが、部分的にはより強力な法的根拠も利用できる。それは、GMOの販売・利用許可手続を定めるEU指令(2001/18/EC)そのものである。その第19条(3)の(C)は、GM作物の許可是、特殊な生態系／環境、及び／または「地理的領域」(地域)の保護の条件を特定しなければならないと述べる。この条件のなかには、特定のGM作物は、特定の地域では栽培できないという条件も含まれる。もちろん、これを具体化するためには、国の当局を通して欧州委員会に許可を求める必要がある。北オーストリアの要請が拒否されたように、ハードルは高いが、最も有力な武器であり、これまでにGMフリー宣言をした地方の大部分がこれを根拠にしている。

(3) GMフリー地域の広がり

自らの領土の環境と住民の福祉がGMO、とりわけGM作物の導入によって脅かされるかも知れないと恐れる多くの地域が、反GM団体のこのような根拠を掲げての呼びかけに応えた。

英国

英国のキャンペーンは02年10月に始まったが、地球の友によると、イングランドのGMフリー地域は、既に44地域に達している^[ii]。2月25日にハンプシャー州議会がGMフリー決議を採択、GMフリー政策をもつ地域に住む英国人口は1,400万人に達したという。

さらに、03年11月には、イングランド・ウェールズ・北アイルランドの最大の私的農地所有者で、24万haの土地(うち80%が農用地)を所有する英國ナショナル・トラストがGMフリーに進み、その土地でのGM作物栽培禁止を決定した。また、英國最大の農業者(3万4,000ha)であり、年に50億ポンド(1ポンド≈205円)の食品を販売するコープ(Co-op)も今年、GM作物・食品を一切禁止した。自己所有地でのGM作物栽培はもちろん、自己ブランドのGM食品の販売やその銀行がもつ顧客の資金のGM技術への投資も止めるという。

ウェールズ議会はGMフリー政策を採択、スコットランドでもGMフリー地域樹立への動きが急ピッチで進んでいる。

フランス

フランスでは、02年4月、環境保護団体・農民団体・有機農業団体・国際援助団体等12の組織が共同して、全市町村にGM作物の屋外実験と栽培を禁止するように要請するキャンペーンを始めた。市町村長・議員宛の呼びかけ文書^[iii]は、①ヨーロッパは、GMO生産・輸出国の圧力の下で、GM作物のモラトリアム解除に向けてのますます強力になる圧力下にある、②世論の75%はGMOの栽培とGMO製品を拒否している、③小地片での実験の背後に、すべての非GMO栽培を不可能にし、高品質農業(有機農業、ラベル等)の存在を危機に陥れるGMOの大規模栽培への拡張が見えていると、この運動への参加を呼びかける。

この運動は、実験や栽培に無関係な都市的市町村にも関係している。これら市町村も「団体食堂には責任があり、議員・市町村長は給食の質に関して用心深くなければならない」とも言う。必要な法的支援も行なうと言、屋外実験と栽培を3年間禁止するとともに、市町村の学校給食とすべての市町村食堂に、同期間、GMOを含む食料の購入と使用も禁止する条例・決議・宣言の雰囲気も添えられている^[iv]。この呼びかけに応えた市町村は、フランスの全市町村のほぼ1割に相当する1,000市町村に達している。ただし、単なるGMO反対の宣言や決議はともかく、禁止の決定は、国の代表である県知事(フランスでは公選ではない)の圧力や提訴を受けた行政裁判所の判決により、ことごとく取り消さなければならなかつた。

しかし、今年2月、ボルドーの行政控訴院(第二審の行政裁判所)が、初めて南仏・ミディ・ピレネー州ジュール県の小村・ムシャンのGMトウモロコシ栽培禁止の有効性を認めた。ムシャンは経営数23、利用農地面積884ha、牛の総頭数64という小さな村だ。県全体の経営数1万1,000のうち162が有機農業、1,390が何らかの品質認証経営を営む(2000年農業センサス)。GM作物栽培が始まれば、これら非GM農業の汚染は避けられないだろう。ルパージュ元環境相は、これを機会に、有機農民を汚染の犠牲者に変えるのは恥ずべきことと確認する^[v]。6月13日の欧州議会選挙の候補でもある彼は、市町村の決定をフランスのすべての行政裁判所が差し止めたら、「国家と政府に重大な問題を突きつけることになる」と言う^[vi]。GM作物の栽培問題は、国と地方の関係という国家組織の基本問題を改めて提起している。

市町村だけではない。EUのモラトリアム解除が不可避の動きとなると、州の動きも活発になった。社会党知事をもつ5州(リムーザン、サンタル、プロバンス・コート・ダジュール、ミディ・ピレネー、アキテーヌ)は、02年と03年、既に反GM宣言を採択していた。モラトリアム解除が確実となった今年の地方選挙に際し、大部分の社会党候補は、勝利の曉には、反GMの立場を取ると公約した。フランスの州の権限は小さく(実は「州」の名に値するかどうかかも疑問だ)、州自体がGMフリーを宣言しても実効はない。だが、GM反対の立場の採択により、政府の圧力に苦闘する市町村長を支える力になると言う。ボルドー

行政控訴院の判決が反GM州知事の動きを勢いづけた。地方選挙は左翼の地滑り的大勝利となった。ブルゴーニュの元農相・フランソワ・パトリオットはいち早く公約を果たした。州議会は4月23日、市町村でのGM作物栽培に反対するように市町村長に要請する決議を採択した。ポワト・シャラントの新知事も4月26日、GM作物の民間・公機関によるすべての屋外実験と地域領土でのすべての栽培に反対する決議案を議会に送った。ローヌ・アルプ、ペイ・ド・ロワール、ピカルディーもこの動きに続いた。工場畜産地帯・ブルターニュの議会議長は、7月1日から、「家畜用GM飼料のいかなる輸入もわが州の港を通らないように」監視を強化すると言う。これら社会党知事の決定は緑の党的な働きかけや支持を受けてのものだ。緑の党は、間近に迫った欧州議会選挙に向けて国民の意識を刺激するのが目的と言う^[vii]。

ヨーロッパ全土への広がり

このような動きは英国やフランスだけのものではない。「地球の友」の最新の発表^[viii]によれば、GM作物の栽培禁止を望む地域は欧州全域で増えつづけており、ロシアまで含めた少なくとも22のヨーロッパ諸国でGMフリー地域樹立に向けた運動が始まっている。それは、最も目立つ動きの一部を次のように要約する(フランス、英国については省略。より詳しくは、www.gmofree-europe.org)。

オーストリア:9州のうち8州がGMフリーを望むと示唆している。100以上の市町村がGMフリー決議を採択した。北オーストリアはGMフリー地域を創設する法律を制定した。他の5州の議会がGMフリーを宣言するように各州政府に要求している。

ベルギー:120市町村がGMOフリーを宣言。

ギリシャ:54県のうち40県がGMフリーを宣言、さらに9県が追随しようとしている。

イタリア:500以上の市町村が農業におけるGMOの利用に反対の立場を取ってきた。既にGMフリー宣言をしたこれら市町村と、最近GMO禁止を示唆した市町村を合わせると、イタリア国土の80%近くがGMフリーを宣言することになる。

スロベニア:オーストリア・イタリアの州を一部に含むバイオ地域アルプ・アドリアの有機農業団体が03年6月、共同GMフリー声明に調印。

昨年11月には、ヨーロッパの様々な州の行政官(つまり、単なる運動団体ではない)が「ヨーロッパGMフリーネットワーク」を立ち上げた。これは北オーストリアとイタリア・トスカーナが既に始めていたものだが、これに7カ国・10州^[注1]が結集した^[ix]。その宣言^[x]は、EU諸機関に対し、次のことを要求した。

①いかなる競争歪曲も回避し、補完性原理^[注2]を十全に考慮したヨーロッパ・レベルでの調和的アプローチを確立する手段を明確に規定すること。

②慣行及び有機農業からの製品がGM作物に汚染された場合、「汚染者負担」原則に基づく責任を明確に規定すること。

③伝統製品と有機農業のための種子にGMOが存在することを回避するあらゆる措置を講じること。

④ヨーロッパ諸地域が、その決定が商品自由流通の原則への違反と見なされることなく、一経済的・環境的特有性を考慮し、各国内の責任分担を尊重して一自身の領土またはその一部をGMOフリー区域または地域と定めることができると認めること。

これら地域は、欧州委員会の勧告で定められるようなGMOと非GMOの共存を受け入れることは、「生産システム、規制、地域振興のレベルで官民当事者が作り上げてきたものを無に帰することを意味する恐れがある」と言う。GMOを禁止する法律^[注3]を既に制定したトスカーナの農業大臣は、GM作物と非GM作物の隔離を許さない彼の地域の小規模経営を考え、共存概念を信じるわけにはいかないと語る^[xi]。

[注1] 北(Upper)オーストリア、トスカーナ(イタリア)、アキテーヌ(フランス)、バスク(スペイン)、リムーザン(フランス)、マルケ(イタリア)、ザルツブルク(ドイツ)、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン(ドイツ)、トラキア・ロドピ(ギリシャ)、ウェールズ(英國)。今年4月には、スコティッシュ・ハイランド(英國)、ブルゲンラント(オーストリア)も加わった。

[注2] 一般的あるいは公式には、EUの「分権化」、「民主化」を確認する原理とされている。EUを設立するマーストリヒト条約で、EUの基本原則の一つとして明文化された。その第3b条は、次のように述べる。「共同体[EUの一翼を構成する欧州

共同体(EC)のこと]は、その専属的権限に属さない分野においては、補完性原理に従い、提起された行動の目標が加盟国のレベルでは十分に達成することができず、提起された行動の規模または効果に鑑み、共同体のレベルにおいて一層よく達成することが可能な場合にのみ、かつその範囲内でのみ行動する」(国立国会図書館内EC研究会編「新生ヨーロッパの構築—ECから欧州連合へ」日本経済評論社、1992、13頁)。これについては、筆者はかつて、「ECの管轄領域の拡大・権限の実質的強化と裏腹の関係にある」、「地域政策への「地域」、「地方」の参加の道が開かれたが、それは逆に地域・地方に対する中央統制の強化を容易にした」と書いておいた(同上、13-14頁)。GMOをめぐって現在起きていることは、まさにこのことを実証するものだ。

[注3] Friends of Earth,GMO-Free Europe:A guide to Campaigning for GM-free zone in EuropeのAppendixFに英訳が収載されている。なお、同資料のAppendixGには、オーストリア・Carinthian州の"Biotechnology Precautionary Bill"の英訳も収載されている。

終わりに—EU・国家と地域・住民の溝は埋まらない

欧州統合は、国家の力を相対化することで、地域・地方の地位を相対的に高めるとも言わってきた。だが現実は必ずしもそうとは言えなかつた。地域・地方のもつ権限と能力が国により違いすぎる。各国の地域・地方は共同・協調を欠いた。このような事態の根本的原因がそこになつた。国家の力の相対化は、専ら欧州委員会の地位を高めてきた。GMO新規承認モラトリアル解除の過程は、それを如実に示す例である。だが、それは地域の結束を強める最高の契機ともなつた。GMOはEU制度の根幹にかかる問題を浮き彫りにした。

だが、これはEUそのものの地位を貶めるものではない。気候変動(温暖化)、化学物質汚染、水質保護…、これらの問題で、欧州委員会は常に行動を渋る加盟国・企業を先導してきた。環境保全、食品安全等、住民に直接かかわる問題での欧州市民のEU支持は絶大だ。モラトリアル解除は、決定権を国に取り戻せという国家主義的主張を高揚させている。しかし、これは欧州市民のためにはならないだろう。問題は、市民の生活に直接かかわる地域・地方がどこまで自律性を取り戻せるかにある。GMフリー地域運動の高まりは、遂に欧州委員会の態度をいくぶんか和らげさせるところまできた。今年1月、欧州委員会は、地方住民の強い懸念と地方伝統農業の保護などの経済的関心が駆り立てるGMフリー地域樹立の試みを拒絶するのは難しいと認めた[xii]。

しかし、GMOの問題に限って言えば、欧州委員会と欧州市民の距離はますます遠くなるだろう(欧州委員会は、まもなく新たなる二つのGMOの承認過程を開始する)。国家と市民の距離も同様だ。何故なのか。EUや各国の指導者は、GMOの安全性(環境と人間の健康にとっての)が「科学的」に確認されれば、その導入には経済的問題以外、何の問題もないと考える。各州が次々とGMフリーを決議するなか、フランス農業省は肅々と新たな屋外実験計画を発表した[xiii]。ペイ・ド・ロワール州が、州領土の屋外でのあらゆる官民の実験と栽培に反対を表明すると、フィヨン教育・研究相は、研究と革新に敵対すると激怒、植物バイオテクノロジーには世界レベルでの将来性があり、多くの切り札を持つフランスが科学的・技術的独立性を護ることができるように、これを保持せねばならないという声明を出した[xiv]。

だが、多くの人々にとって、GMOは科学的評価を超えた何ものかである。GM技術は、BSEと同様、科学技術が制御できない結果をもたらす恐れがある。このような結果を、現在の科学技術は予想できない。それは、実験で確かめるべきものではなく、単純に禁止すべきものである。長い時間かけて生まれてきた生命体には、簡単には手放せないアイデンティティーがある。遺伝子レベルでは大きな差はなくとも、トマトはトマト、ポテトはポテト、ヒトはヒト、チンパンジーはチンパンジーだ。自然は、ポマトは作らない。作り出すとしても、気の遠くなるような時間をかけてだ。時間は生命の本質的要素だ。

生命体を直接操作するというGM技術の特性自体が、「民主主義」にかかる解決不能な問題をもたらす根源なのだ。モラトリアル解除がもたらしたEU・国家と地域・地方・住民の間の溝は、当分埋まることはないだろう。ヨーロッパにおけるGMOの将来は、この力比べの結果にかかっている。

[i] Friends of Earth,GMO-Free Europe:A guide to Campaigning for GM-free zone in Europe.

[ii] Friends of Earth,GMO-free Europe:United Kingdom.

[iii] CAMPAGNE NATIONALE :NI ESSAI, NI CULTURE OGM POUR MA COMMUNE JE M'ENGAGE,02.4.24.

[iv] 農業情報研究所(02.7.8):フランス;12団体、全市町村にGMO屋外実験・栽培禁止を要請。関連:同(02.7.31):フランス:町議会、GMO商用・実験用栽培反対宣言。

[v] La cour d'appel confirme un arrêté municipal anti-GM contre un préfet,Agrisalon,04.2.20.

[vi] Les conseils réginaux de gauche engagent le combat contre les OGM,Le Monde,04.5.6.

[vii] Les conseils réginaux de gauche engagent le combat contre les OGM,Le Monde,04.5.6;Ségolène Royal,présidente (PS) du conseil régional de Poitou-Charentes "La région se déclare opposé à tout essai public ou privé",Le Monde,04.5.6

[viii] Friends of Earth,CAMPAIGN LAUNCHED FOR NEW EU RULES ON GM-FREE AREAS.

[ix] Friends of Earth,European network of GMO-free Regions.

[x]<http://www.foeeurope.org/GMOs/gmofree/PDFs/GM-free%20regions%20network%20declaration.pdf>

[xi] EU Regions call for GM free zones,Information from the Biotechnology Programme of Friends of the Earth Europe,December 2003.

[xii] Friends of Earth,CAMPAIGN LAUNCHED FOR NEW EU RULES ON GM-FREE AREAS.

[xiii] MAAPAR, Décisions d'autorisation de programmes de recherche 2004 sur les OGM(04.6.1).

[xiv] Vœu du Conseil régional des Pays de Loire de s'opposer à toute culture d'OGM une attitude jugée "sévèrement" par François Fillon,Agrisalon,04.5.22.

ウインドウを閉じる

非GM地帯拡大しよう／市民団体が運動

2005/01/29 Saturday 17:32:51 JST

消費者や農家らでつくる「遺伝子組み換え食品いらない！ キャンペーン」は28日、遺伝子組み換え(GM)作物を栽培しない地域を広げる「GMOフリーゾーン運動」を全国展開すると発表した。

非GM地帯拡大しよう／市民団体が運動

[日本農業新聞 2005年01月29日付]

消費者や農家らでつくる「遺伝子組み換え食品いらない！ キャンペーン」は28日、遺伝子組み換え(GM)作物を栽培しない地域を広げる「GMOフリーゾーン運動」を全国展開すると発表した。先行して一部で運動を始めていた滋賀県高島市の生産者は29日に、運動の開始を宣言する。

この運動はオーストリア、英国などヨーロッパで広がっており、ドイツでは農家1万2000戸(2004年)が44万ヘクタール分の農地で宣言している。GM作物を栽培しないという趣旨を看板にして耕地に掲げ、周辺の農家や住民、種苗業界などに栽培拡大の問題を訴える。

ウインドウを閉じる